

総務省

○農林水産省告示第一九号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

令和元年十月十八日

総務大臣 高市 早苗

農林水産大臣 江藤 拓

国土交通大臣 赤羽 一嘉

半島振興対策 実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
佐田岬	愛媛県西予市の区域の一部 (旧三瓶町)	西予市	西予市産業振興 促進計画	令和元年 十月三日